

### 第398回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和4年1月25日（火）午後1時30分開会

2 場 所 市役所401・402会議室

3 出席委員 15人

1 番 江口勘四郎委員

2 番 長沼健司委員

3 番 山川光照委員

4 番 上妻一実委員

5 番 山口久志委員

6 番 吉田とも委員

7 番 井上隆市委員

8 番 松田陽一委員

9 番 木村 正委員

10 番 富田憲一委員

11 番 鈴木萬四郎委員

12 番 渡邊智春委員

13 番 後藤敏秀委員

14 番 原田広幸委員

15 番 木村辰也委員

~~16 番 花谷和男委員~~

出席推進委員 なし

傍聴 なし

4 欠席委員 16番 花谷和男委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 第450回農用地利用集積計画（所有権移転）について

日程5 議 第3号 上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

日程6 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程7 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程8 報告第3号 使用貸借契約の解約書の届出について

日程9 報告第4号 非農地証明書の交付について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山徹、係員 大沼織江、係員 齋藤啓華

## 7 会議の概要

議長（代理） 定刻になりましたので、1月14日に告示になりました、第398回上山市農業委員会総会を開会します。出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります、事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和4年1月14日、上山市農業委員会告示第1号により、令和4年1月25日、第398回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和4年1月18日付け農委第197号をもって、第398回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配布について、第398回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。第4、総会出席委員数について、委員定数16人、現在出席委員15人となっております。なお、16番、花谷和男委員から欠席する旨の連絡がきております。以上で報告を終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります、上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、6番、吉田とも委員、11番、鈴木萬四郎委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より内容の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。2件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、農業、譲受人は〇〇氏、農業兼会社員であります。権現堂地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。4番、上妻一実委員。

上妻委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。1月20日と本日午前中に確認してきました。〇〇さんと〇〇さんは本家と分家にあたり、相当前から〇〇さんが借りて耕作していました。今回、権現堂地区の防災減災事業のため所有

者を確認したところ名義変更されていなかったことから、今回正式に〇〇さんの名義にするものです。管理状態は問題ありません。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号2について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、無職、譲受人は〇〇氏、農業であります。泉川地内の畑2筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。3番、山川光照委員。

山川委員 整理番号2について、現地調査の結果を報告します。1月23日に〇〇さんから現地にて聞き取りを行いました。農業廃止という事由により譲り受けるものです。現在は段差がありますが整地してブドウを栽培するとのことで、土地は隣接しており効率はいいようです。許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権の移転の整理番号2については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、賃借権の設定について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 賃借権の設定について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は〇〇氏、農業、借り人は〇〇氏、農業であります。小穴地内の田1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。13番、後藤敏秀委員。

後藤委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。1月21日に〇〇さんから聞き取りを行いました。現在、〇〇さんは有機農業を行っており、この農地でも有機農業でやる予定です。許可要件を満たすと考えます。よろしくご審議ください。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち賃借権の設定の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、第450回農用地利用集積計画の所有権移転について議題いたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第2号、第450回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の3ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲受人は〇〇氏、認定農業者、譲渡人は〇〇氏でございます。皆沢地内の畑4筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程5、議第3号、上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について議題いたします。内容については、事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第3号、上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてご説明いたしますので、別冊議案書をご覧ください。農業を営んでいる法人が、既存ワイナリーの隣接地に自社製ワインやフルーツを提供し農業体験ができる宿泊施設と農家レストランを整備する内容である。上山の農業の振興に関する計画に基づくものであり、地域の農業振興に資することから、妥当であると認められる。とするものであります。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、原案のとおり市長に意見を送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり市長に意見を送付することに決しました。

議長 日程6、報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の4ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、無職、譲受人は〇〇氏、無職です。北町二丁目地内の畑1筆について、宅地拡張のため所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程7、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告します。事務局長。

事務局長 報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の5ページをお開きください。7件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号2、6及び7については、農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程8、報告第3号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第3号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の6ページをお開きください。2件の届出がございました。整理番号1及び2については関連がありますので、一括して説明いたします。山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。金生及び宮脇地内の田3筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 9、報告第 4 号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第 4 号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の 7 ページをお開きください。1 件の申請がございました。整理番号 1 について説明いたします。申請人は〇〇氏であります。金瓶地内の畑 3 筆について申請があったものです。国道整備時の残地が雑種地化したもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って 20 年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後 2 時 14 分)

議事録署名委員

議事録署名委員